

令和8年度第1回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会会議要旨

1 日時

令和8年7月17日（金）午後1時00分～午後2時43分

2 場所

市役所本庁 議会棟5階 第二委員会室

3 出席者

（委員）※敬称略

- ・学識経験者 ：新川 達郎、鶴坂 貴恵
- ・寝屋川市議会議員：川口 肇人、村上 順一
- ・公募による市民 ：新井 美賀、北野 義正
- ・寝屋川市職員 ：吉田 紀章、三宅 章介

8人

（事務局）

國村次長、泉野係長、宮原、川瀬、坂井

4 次第

- (1) 委員の紹介
- (2) 委嘱状又は任命状の交付
- (3) 市長挨拶
- (4) 案件

ア 委員長及び副委員長の選出

イ 会議公開の可否

ウ 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法

- (5) 条文の検証
- (6) その他

5 会議要旨

- (1) 委員の紹介 ～ (3) 市長挨拶 省略
- (4) 案件

ア 委員長及び副委員長の選出

事務局から学識経験者兩名を正副委員長に推薦する提案あり。

委員長に新川 達郎 委員が、
副委員長に鶴坂 貴恵 委員が、それぞれ就任することで決定した。

イ 会議公開の可否

＜確認した事項＞

- ・ 会議は、「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」に基づき、公開とする。
- ・ 会議の傍聴は、「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」に基づき、取り扱うこととする。

ウ 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証方法

(ア) 検証の流れについて

＜確認した事項＞

本委員会における検証は、行政及び市議会において作成した「検証報告書」を参考としつつ、委員会としての意見を取りまとめ、市長に提言することとする。

※ 事務局から「【資料２】寝屋川市みんなのまち基本条例検証報告書」、
「【資料３】『寝屋川市みんなのまち基本条例』「第４章議会」の検証報告書」の概要について説明を行った。

(イ) 検証の視点について

＜確認した事項＞

本委員会における検証の視点については、

- ・「社会情勢に適合しているか」
- ・「形骸化していないか」
- ・「本市にふさわしいものであり続けているか」
- ・「基本条例としてふさわしい規定となっているか」

の４つを基本として、検証を行うこととする。

(ウ) 検証の進め方について

＜確認した事項＞

- ・ 1 条文ずつ確認、意見交換を行う。
- ・ 前文から条文の順番で検証を行う。
- ・ 検証に当たっては、事務局から該当する条文に係る行政・市議会の検証結果の説明を受け、意見交換を行った後、各条文を「変更する」又は「現状のままとする」などの判断を行う。

(エ) 時間配分について

＜確認した事項＞

会議回数については全 5 回を予定。第 2 回から第 3 回は各条文の具体的な検討を行い、第 4 回・第 5 回で提言内容の確認を行う。時間配分については委員の意見を踏まえながら、柔軟に対応する。

(5) 条文の検証（前文について）

ア 第 1 段落

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

意見、質問等なし

イ 第 2 段落

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

意見、質問等なし

ウ 第3段落

そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

委員の主な意見等

- ・ 現条文は「地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります」とあるが、国の動きである地方分権から、急に地域に飛んでおり文章のつながりに違和感がある。修正案として「地方分権の流れの中で、本市のまちづくりの基本となる※地域が協働して自ら課題を解決する必要があります」としてはどうか。

※この文言は第2章（協働）第4条（市民相互の協働）第1項の逐条解説に記載がある。

- ・ 前文における「地域」は特定の地域ではなく、市域全域を指しており、一部の地域コミュニティに留まるものではなく、市全体として寝屋川市が協働してまちづくりをやっていくという意味合いがあり、その観点からは当該文言を追加することは慎重に検討するべきではないか。
- ・ この文言を追加した場合、地域コミュニティ活性化推進条例を始め、他の条例にどのような影響を及ぼすかを考慮する必要があるのではないか。

<確認した事項>

現状のままとする。

エ 第4段落

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

意見、質問等なし

オ 第5段落

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

意見、質問等なし

カ 第6段落

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、多様性を認め合い、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

意見、質問等なし

キ 全体

委員の主な意見等

- ・ DXと協働について、DXは協働を進める手段でしかないのか、あるいはもっと大きな役割を担い得るのか、新しい協働の概念とDXはリンクするか、するとしたらどういう関係として落とし込めるか、について各委員のお考えはいかがか。
- ・ DX化は、それ自体は目的ではないが、それが進展することで取り残されている人がいるのではないか。
- ・ 市民だけではなく事業者も含めてデジタルデバイドが拡大していると感じる。
- ・ 技術継承の分野では暗黙知をいかに残していくかが課題であり、AIが得意な分野もあるが人間でないと出来ない仕事も大切である。
- ・ DX化で問題解決ができれば良いがそうではないことも多く、特に高齢者が取り残されており生活に不自由を感じている方も一定数おられるのではないか。

- ・ 過去の検証委員会において、前文に「子育て」や「福祉」を入れるという議論はなかったのか。
- ・ 前文については、個別具体的に「子育て」や「福祉」を入れるという議論ではなく、普遍的な内容としてまとめられてきたものではないか。

＜確認した事項＞

現状のままとする。

(6) その他

＜確認した事項＞

「【資料４】寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会スケジュール」のとおり、次回は７月２９日（水）午前１０時から、議会棟４階第Ⅰ・Ⅱ会議室で開催する。